

令和2年4月28日

許可業者各位

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴うごみ  
「衣類（古布）」について（お願い）

許可業者の皆様がごみの収集をしておられるアパート・マンションから、分別して排出した衣類（古布）が回収されずに残置されて困っているという声が多く寄せられています。

通常、中古衣類の大半は、国外で使用されていますが、各国で新型コロナウイルス感染症拡大防止のための移動制限措置が取られるなどの影響を受け、現在、国内外で多くの中古衣類が一時的に滞留しているため、許可業者の皆様が持ち込み先に苦慮されていることが一因であると考えております。

本市においても、対応に苦慮しており、現在市民の皆様に対し、令和2年7月31日まで衣類の排出を控えていただくようお願いしているところです。

（大阪市 HP <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000500619.html>）

つきましては、現在、アパート・マンションから衣類（古布）を分別回収されている許可業者の皆様が、新型コロナウイルス感染防止措置等により持ち込み先に苦慮され回収が難しくなっている場合は、本市同様、事前に、排出先のアパート・マンションの住民の方々に対し、当面の間、家庭内で保管いただくよう事前にご依頼いただき、ごみ置場等に滞留することがないように、ご対応のほど、よろしく申し上げます。

大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課

庶務担当 小玉 電話 06-6630-3269

搬入指示担当 青木 電話 06-6630-3272